

妊婦さんへ医療費助成のお知らせ



妊娠中に治療をした…
(例：切迫早産等)

妊娠8か月（28週）以上で…

帝王切開で出産した…

☆医療機関に支払った一部負担金が申請により払い戻されます。

1 対象となる保険診療とは

全ての保険診療分が当てはまるわけではありません。次のような場合に限ります。

- ❖ 妊娠8か月となる月から出産した月までの診療分
- ❖ 妊娠高血圧症候群・妊娠時出血・胎児及び附属物の異常又は異常分娩（帝王切開を含む）による診療分

2 申請に必要なもの

- ❖ マイナ保険証、資格確認書のうちいずれか1つ
- ❖ 領収書（原本） ❖ 出産（分娩）費用明細書 ❖ 世帯主名義の通帳
- ❖ 母子手帳（妊娠週数及び傷病名を確認します。）
- ❖ 個人番号が分かるもの及び本人確認書類

3 請求できる期間

- ❖ 一部負担金を医療機関に支払った日の翌日から2年間

4 申請窓口

- ❖ 郡山市役所 国民健康保険課（西庁舎1階）
- ❖ 各行政センター・各連絡所

※郡山市民サービスセンター（ビッグアイ6階）、緑ヶ丘市民サービスセンターでは申請できません。



5 申請にあたっての注意点

- ❖ 傷病名及び妊娠週数等の診療明細欄は医療機関に記載してもらうか、医療機関に確認してご自身で記載するかにより、必ず記入してください。
- ❖ 支給されるのは、早くても診療月から3ヶ月後の末です。
- ❖ マイナ保険証をお持ちでない場合、「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額に抑えることができます。「限度額適用認定証」の申請方法は別途お問い合わせください。



お問合せ先 郡山市国民健康保険課 給付係
電話 024-924-2141
(平日8:30~17:15)
(作成日 令和8年8月1日)